

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第2回代表者会

2 開催日時

平成18年10月10日（火）午後6時30分～午後7時50分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎 特別会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中9人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、横倉進、横山文男、
岸本八千子、横山郁代

・事務局

企画政策課：中澤企画調整係長、米山主任

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 代表者会の進め方についての確認（公開）

(2) 「市民フォーラムでいただいた意見についての考え」の整理（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容（概要）

(1) 代表者会の進め方についての確認

（事務局：米山）

- ・ 前回の代表者会において、今後の代表者会の進め方について決めさせていただいたが、まずその内容を確認してから次に進ませていただきたい。
- ・ **資料1**は、前回の代表者会で決めさせていただいた今後の進め方について、前半部分をフロー図に表したものであり、前回の会議録から抜粋したものである。真ん中の二重枠の部分に大まかな流れを表記してある。
- ・ まずは「市民フォーラムでいただいた意見についての考え」を整理した上で、「前文」、「目的」及び「全体の項目」を整理し、それに沿って「個別の条文を整理」していく、という流れであり、またこれは随時であるが「これまでの議論で消えてしまったもの」のうち、その過程が不明確なもの及び条文化にあたって必要であるものの整理も並行して行う、ということを前回決めさせていただいた。
- ・ また、それぞれの整理にあたっては、事務局がこれまでの議論を踏まえて作成するタタキ台をもとに検討していく方法で了解をいただいた。
- ・ 具体的に今後の日程に内容を入れ込んだものが**別紙**である。日程及び会場は前回お示ししたとおりであり、第5回（平成18年1月18日）あたりまでに一度条文の形にし（条文案1）、それについて市民、市議会、行政との意見交換（詳細は今後検討）を行い、それらを踏まえた上で最終的な条文案（条文案2）をまとめ、市民会議全体会に諮って

素案として策定する、というものである。

- ・ **事前配付資料 1**『「前文」及び「目的」の内容について（タタキ台）』、**事前配付資料 2**「条例全体の構成について（タタキ台）」は、次回に「前文」、「目的」及び「全体の項目」を整理するにあたっての、事前に検討してきていただくための資料である。タタキ台としては初歩のレベルの資料であるが、市民会議でこれまでに出来たものを整理してある。次回に向けての事前配付資料であり、今回はこれらの資料は使用しない。
- ・ **事前配付資料 2**「条例全体の構成について（タタキ台）」の右側の図は、市民フォーラムでの素案（案）の 17 の大項目について、現段階で仮にこれらの 17 項目を条文の項目にすると仮定した場合の、一般的に考えられる全体構成としてお示ししたものである。今後の議論により当然変更があつて然るべきと考えている。
- ・ 市民会議では、市民委員の皆さんが容易に議論に入れることを第一に考え、「まちづくり」という視点から 4 つの基本検討項目を設けて議論を重ねてきたこともあり、「自治の基本原則」という部分に関しては、議論がなされてきていない。「自治の基本原則」については、これまでの市民会議での議論を踏まえながら、この代表者会で整理をしていく必要があると考えている。
- ・ このような進め方でよかったかどうか、ご確認をいただきたい。

（一同）

- ・ 了解

市議会「自治基本問題調査特別委員会」への報告について

（事務局：米山）

- ・ 10 月 2 日に今年度 3 回目の市議会「自治基本問題調査特別委員会」が開催され、前回（7 月 21 日）では、市民フォーラムを開催すること及びそこへ出す素案（案）についてご報告したが、今回は、市民フォーラムの結果といただいた意見について、及び検討体制の変更、スケジュールの変更、素案の定義の変更をご報告した。
- ・ 委員会からは、議会としてのこれからの関わり方についてご提案があった。議会は議会として自治基本条例の考え方を整理されとのことであり、まずは会派ごとに考えを整理し、委員会である程度方向性を出した上で、市民会議（代表者会を想定）と意見交換（12 月もしくは 1 月頃を目標）を行っていききたい、とのご提案であった。

（2）「市民フォーラムでいただいた意見についての考え」の整理

（事務局：米山）

- ・ 市民フォーラム後に開催した第 24 回市民会議に配付した**資料No. 2**で、「市民フォーラムでいただいた意見」と、後々の検討のために、それまでの市民会議での議論を踏まえて事務局がタタキ台として考えた「いただいた意見についての市民会議の考え」をお示しした。
- ・ これはあくまでこれまでの議論を踏まえて事務局がまずは作成したものであり、委員の皆さんが読まれて、これまでの議論からすると考えが違っていると思われるものが含まれていることも当然あり得るものであり、その事前チェック（市民フォーラムで担当した大項目のみ）を今回までにしてきていただくよう代表者の皆さんにお願いさせていただいたところである。

- ・今回は17の大項目全てについて整理をしていき、その結果については、次回に整理する「前文」、「目的」及び「全体の項目」の検討結果と併せて、次々回から着手していただく「個別の条文の整理」にあたってのタタキ台の作成に反映させていく。
- ・今回の整理は、各大項目の内容についてきっちりと結論を導いていくのではなく、大まかな考えとして整理、確認をしていきたい。
- ・今回の整理の仕方としては、限られた時間を有効に活用するために、市民フォーラムでいただいた意見について、担当班の代表者の判断で「タタキ台の考えでよい」という大項目については議論せず、「考えが違っている」と判断されたものについてのみ取り上げて議論をすることとしたい。

(一同)

- ・ 了解

各大項目についての整理

市民参加・参画

3 自治基本条例であって、まちづくり条例ではないので、「まちづくり」を前面に出すのはどうか。

【3班：小田委員】※小田委員は今回欠席されたが、事前に考えを整理されたペーパーを事務局に提出されており、当日は事務局が代読する形でご意見を披露した。(以下同様)

- ・「まちづくり」に限定するのは、自治の範囲を狭める点で指摘のとおりと考える。条文化にあたって、適切な表現を検討すべきと考える。

(1班：増田委員)

- ・我々市民会議の委員は、「まちづくり」といえば「市政が絡んでいること全て」という認識でこれまで来ているので何も違和感がないが、一般市民が「まちづくり」と言ったときに、「街並みを作ること」と解釈される恐れがある。そのような誤解がないように平仮名にしてあるわけであるが、そのような細かいテクニックは一般の市民には通用しない。「まちづくり」など様々な意味が想定されるような言葉は、きちんと定義付けをしておけば、それほど問題ではない。
- ・適切な言葉があればそれを使うことでよいが、今は思い浮かばない。

(事務局：米山)

- ・小田委員も「市民」、「まちづくり」、「コミュニティ」など市民会議の中では当たり前に使われていた言葉が、市民フォーラムでの意見交換では当たり前ではなかった、とおっしゃっていた。この条例は誰に読んでほしいかを考えると、市民会議の委員にではなく、市民にである。そう考えると、意味が正確に伝わるように書くべきと思う。その方法として、小田委員は「適切な表現」があればそれでよし、増田委員は「定義付け」をすべきだとおっしゃった。いずれにしろ、このまま我々だけがわかる言葉ではよくない、みんなで共有したい、ということである。ここはそのような方向でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

6 個人レベルで市民の自主・自立を強調すると、支え合い、助け合いは不必要だとの矛盾を生むのではないか。

【3班：小田委員】

- ・ 一般市民の立場では、「市民」と言えば「個人」に聞こえる。一般市民にこの条例の曲解・誤解が生じる。条文化にあたっては、より親切な表現を検討すべきと考える。

(1班：増田委員)

- ・ 「まちづくり」と同様に、「市民」もいろいろな意味が想定される言葉であり、定義付けをしておくべきである。

(事務局：米山)

- ・ 3番の「まちづくり」と同様で、我々だけがわかる言葉ではなく、みんなで共有できるように考えていく、ということよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

2 一般市民がどれだけ市政に携わることができるのか。

(1班：増田委員)

- ・ 「市民会議の考え」の案として「市民誰もが公の行事に参加することが、市政に携わるということにつながっていく」とあるが、たしかにそのとおりではあるが、「行事に参加」することだけでは単に「参加」だけであり、「市政に携わることにつながる」と言ってしまうのはどうか。
- ・ 考え方としては、今まで市が説明してきた『「各種審議会」や「パブリックコメント」、「市民の声」を通じて市政に関わることができる』というニュアンスも必要である。行事参加も必要であるが、そういう部分でも必要があるのではないか。その方が市民にはわかりやすい。
- ・ その他に、これまではなかったが何か新しい仕組みというのはないのか、ということも少し余裕を残したい。その真意は、「審議会」と「パブリックコメント」と「市民の声」だけで、たしかに誰でもが関われるわけではあるが、もっと積極的に関われる方法はないのか、ということを考えると、これは協働に通じるものであるが、例えば福祉政策についての意見を聴きたいときに、福祉政策についてどうしても意見を述べたいという人のために、そのような意見を受け入れる仕組みを作っていくと考えたときに、その余裕を残したような表現が欲しい、ということである。そのためにこの自治基本条例がある、ということになる。

(事務局：米山)

- ・ ここは、そのような整理でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

■「これまでの議論で消えてしまったもの」のうち、その過程が不明確なもの及び条文化にあたって必要であるものの整理について

(1班：増田委員)

- ・ 「市民参加・参画」の大項目の中で、「公募についての担保」が何も触れられていない。

現実に条例レベルでの担保は何もない。「公募」を規定しているのは、行政の内規であり、審議会などについては担当課に任されているところがあり、公募割合を3割にしたり5割にしたりバラバラである。まさに自治に関わる問題であり、ある程度どこかで担保しておく必要があるのではないかと考えたときに、行政がいつでも変えられる内規的なもの、要綱ではなくて、条例レベルのものが欲しい、という思いである。

- ・ 関連して、パブリックコメントも条例レベルではなく要綱レベルで規定されている。これを行政が辞めようと思えば、そこには議会は関わってこないで、市民の意思が入らずに行政が簡単に変えられるような仕組みになっているとすれば、その部分もある程度条例レベルで抑えておく必要があると思う。
- ・ 各委員会や会議の傍聴についても、かなりオープンになっているが、やはりこれも条例レベルではなくて、市長の方針を受けて行っているわけであるが、例えば市長が替わって、市民に傍聴させる必要はない、と判断されてしまっただけでは困る、という思いから、それも担保しておきたい。方法はいろいろな方法があるであろうからお任せするが、そういうまさに市民が行政に参加、参画するような仕組みを担保していく必要がある、という思いがある。

(2班：田村委員)

- ・ パブリックコメントは条例で規定されている。(注：条例は制定されておらず、「上越市パブリックコメント実施要綱」で規定されている)
- ・ 公募も条例に沿って実施されていて、ただ男女比率をどうするかという点で内部で決められており、何にも基づかないというものはないのではないか。

(1班：増田委員)

- ・ 条例にもし書いてあるのであれば、それでよい。

(事務局：中澤係長)

- ・ これらの話は、これまでに市民会議で議論に挙がって消えたものなのか。私が勘違いしていれば申し訳ないが、今新しく出てきた話であるとする、これまでの議論を集約していくというこの代表者会の作業から外れていることになってしまう。先ほど確認していただいたのは、これまでの議論で出てきたが消えていったものについて、もう一度見直したときにやはり必要であると思われるもの、ということであって、新たに出していただくということではない。新たに出していってしまうと、いつまで経っても議論が終わらなくなってしまう。

(1班：増田委員)

- ・ 私が発言しているのは、「及び条文化にあたって必要であるもの」について発言している。

(事務局：米山)

- ・ 私が今聴いていて思ったのは、おそらく1班の中ではこれまで議論として出てきていたのではないかと。1班の中で出てきた話で、班として発表された中になかったのか、あるいは発表されたが何らかの過程で消えていったのか、いずれにしろ今の段階で残っていないものであると、そういう意味ではないか。

(1班：増田委員)

- ・ そのとおりである。
- ・ 「公募」の話は、市民フォーラムでも意見に挙がっていた。整理された中には載ってい

ないが。

- ・ 今まで出てきていなかったからこれはナシだと言われると、全体的に見回してみたときに「これは落ちている」というものがあつたときに、それはもうダメだ、ということになって引っ込んでしまう。ここで新たに提案して皆が同意したものについては、それはやはり考えないといけない。完璧なものにするのは難しいが、それに近づけていくには新たなものも必要である。

(事務局：中澤係長)

- ・ ある程度のところでこのように整理をしてきたわけであり、その整理してきたものについて今ここでどうなのか、というところを議論していただきたいのであって、「新しいこと」というのは遠慮していただきたい。
- ・ ただ、私も過去の経過は頭に入りきれていないが、1班の中で議論されていたというのであれば、ある程度出して代表者の皆さんに意見を聞くというのはよいかと思う。
- ・ 田村委員もおっしゃったように、公募やパブリックコメントというのは、一応、条例や規則、要綱等の中で規定はされている。規定されていないというのは、そもそも委員会等で要綱で設置しているものについては、その会自体を要綱で設置しているものについては、当然条例、規則では規定していない、という部分はたしかにある。

(1班：増田委員)

- ・ 田村委員がおっしゃったのは、私の意見に対して、この部分は条例にある、この部分は規則になくて市民参画なり意見を関与して決まっている、というふうにきちんと回答してもらえば、それはそれでよい、とおっしゃっている。ただ、この部分は実はそういう規定がない、というふうにきちんと説明していただければ、それで皆さんがよくわかる、というそれだけの話である。

(事務局：中澤係長)

- ・ ただ、それを全部、全ての委員会でこの部分にというのは、いろいろな委員会があるので、今この場でというのは難しい。

(1班：増田委員)

- ・ 条例で規定されていないものについて、全部の委員会なりを包括するものとして上位の自治基本条例で謠い込んでおけば、全てにカバーできる。そういう仕組みを考えていくべき、ということを提案しているのである。
- ・ そうでないと、いくら市民参画で保障すると言っても、要綱などの行政内部の規定であると、公募の割合を行政が勝手に決めていても市民は反論できない。

(4班：横倉委員)

- ・ 増田委員がおっしゃるように、この素案(案)に載ってこなかったが大事なものがある、というのは、お気持ちは十分よくわかるが、この代表者会でどのような流れで進むかという、完璧なものではないにしても今まで挙がってきた資料で条文の案を作っていくということで方向を決めないと、時間がいくらあっても足りない。もっと時間があれば、そのようなことも行ってもよいかもしれないが。効率よく条文の形にまでまとめ上げるには、これまでに挙がってきたものだけで進めるべきと思うが、私は申し訳ないが第1回目は欠席させてもらったのでよくわからないが、そのあたりは第1回目で決めなかったのか。

(事務局：米山)

- ・ 第1回目の合意では、これまでの議論を集約していく、というのが基本であった。新たなものを出すということではなかった。ただし、これまでの数多くの議論の中で、市民フォーラムへ向かって集約していく中で消えていったものもたくさんあるわけであり、それらのうち、消えていった過程がよくわからないもの、あるいは一度消してしまったが、これから条文に整理をしていくにあたって、やはりこれは必要だというものがあるかもしれない、そのようなものを見付けたら、随時それを出してこの代表者会で検討してみよう、ということであり、それらは「もしあれば」という意味合いであった。

(1班：増田委員)

- ・ それほどたくさんあるようなものではないわけである。

(事務局：米山)

- ・ なので、基本的には、これまで議論してきた中で集約していく作業である。
- ・ 市民会議のこれまでの議論は、ルールに乗っ取って集約してきたわけであるが、市民フォーラムを終えてみて、判断の仕方がこれまでと変わってきているものもあるかもしれない、そういう意味合いから「もしあれば」ということであった。基本は、この素案(案)を整理していくということである。

(4班：横山文雄委員)

- ・ たしかに増田委員のおっしゃっていることはそのとおりだと思うが、公募割合について、全てこの条例で決めていくというのはいかがなものか。ケースバイケースで決めていくべきものではないか。

(事務局：米山)

- ・ 増田委員がおっしゃっているのは、一つひとつを「何人」と決めていくということではなく、それを決める決め方を規定しておく、ということではないか。

(4班：横山文雄委員)

- ・ その決め方を含めて、そのようなものを担保していくと、全てそのようなルールになっていくと思う。これは臨機応変に考えていくべきであり、これを条例に書いてしまい、全てそのルールに乗らなければならないということになると、市民としても行政としても、息が詰まるような状況になるのではないか。

(3班：今井委員)

- ・ 今、増田委員がおっしゃったことは、1班ではそのような議論があったが消えていったものである。前回の協議では「消えていったものも」という話であったので、やはり十分検討する必要はあるのではないか。
- ・ 先ほど横山文雄委員が「ケースバイケース」という言葉をおっしゃったが、「ケースバイケース」という言葉はとても都合の良い言葉であり、逆にそのような割合はキチンと決めないと都合の良い方に流れやすい、という危険性もあると思う。

(1班：増田委員)

- ・ 議論に挙がったかどうかではなく、ある班では話題に挙がったが他の班では話題になっていない、ということもあり、そのことを今ここで論じても時は戻らないわけである。このような問題があるということについて、この代表者会で「それは大切だからここで検討しよう」、あるいは「それは大切ではない(他のところで担保されている等)のでここで検討する必要はない」という意見をまとめて、ではどうするか、ということの方角性を出せばよい。

- 自治基本条例という中でいろいろな心配がある中で、その心配についてはどこどこで解決されるというものがあれば何も問題はない。今私が言っていることは、市民と対話したときに、やはりよく考えておられる市民は、しかも男女共同参画基本条例では、女性委員の比率を 40%以上を目標とする、という数値目標がキチンとある。ああいうことを知っておられる人たちは、女性委員の目標を 40%というのは理解していて、公募委員が2人であれば1人は女性だ、ということが行政の努力目標だとわかるが、であれば、公募委員をどのくらい入れなさいということはどこで担保されているのか、担保されていないのではないかと、というふうに質問されたときに、あなた方はこの自治基本条例でよいと思っているのか、と訊かれたときに、もう一度一生懸命考えなければならない、というふうになる。市民から質問があったときにどのように答えるか、というふうになったときに、それに答えられればこの条例は完璧に近いものになっている。答えられないものがあれば、何らかの方法で補完しなければならない。このように考えていけば、それほど難しいことではない。
- 市民からこのような質問があった、というときに、先ほど田村委員もおっしゃったが、これとこれは既に条例で決まっているからよい、ということであれば、それはそれでよい。そういう整理がつけば何ら問題はない、ということである。

(1 班：平野委員)

- あと、「時間が限られているから」ということでご意見があったが、たしかにそのとおりであるが、我々はここまですいぶんたくさん話し合いを重ねてきたのは、「よいものを作りたい」ということでここまですいぶんがんばってきたわけである。時間を気にして、ということではなく、やはり本当にスタートになる、土台になるものと考えたときには、ササッと行ってしまうことは絶対にできない。増田委員がおっしゃったような、キチンとここはこうなっている、ということがハッキリした条例でないとはやはりまずいであろう。後から「失敗した」ということにだけはしたくない、という気持ちはある。

(4 班：横倉委員)

- それは、ここにいる皆さん、同じ気持ちだと思う。市民会議もそもそもあれだけの人数で行って来て回数も重ねてきた。しかし、私たち市民委員として、この自治基本条例を作るためにどのような役割で入ってきたかという、我々は条例のプロではない。条文の一字一句を検討して作るというのではなく、市民としてのちょっとした発想、ちょっとした手引きを入れてもらうために来ている。それを、この代表者会議で完璧なものをここで作るというのは時間が必要となる。この後に「策定検討委員会」があり、専門の方も入られるわけである。そのような段階もあるわけであるから、この代表者会議は何のためにあるのか、ということをもう一度再認識する必要がある。

(2 班：君波委員)

- 今、我々は、凝縮されたものを条文に結びつけようということに進めている。条文の中に、今おっしゃられたようなことをどのような言葉で表現にしていくな、ということになるのではないかと私は思っている。せっかくこの凝縮されたものをバラバラにしてまた組み立てるといえるのは、至難の業だと思う。そういう意味では、どうしてもこういう条例や規約の文章というのは具体性に欠けた抽象的な表現になるが、市民にわかりやすくするには、例えば、数値で示すのが一番よいとは思いますが、それはなかなか難しいことだと思うので、なんとか言葉で、ただ単に「制度をわかりやすいものにしなければなら

ない」ということではなく別な表現にして、担保できるような形にできればよいのではないか。

- ・ それを例えば、公募委員をいちいち「何対何にする」など数値を入れていくと、途方もない作業になってしまう懸念がある。表現の仕方をこの場で検討していけば、タタキ台を作っていただいたものについて検討していけばよろしいのではないか。

(事務局：中澤係長)

- ・ まとめると、具体的な数値で何%というのはなかなか難しいと思うが、ただ、構成委員について、こういう考え方で専門家は何%、こういう考え方で職員は何%、公募委員についてはこういう考え方で何%にした、ということを明確に示す、ということであるか。

(1 班：増田委員)

- ・ それは今でも示している。

(事務局：中澤係長)

- ・ それをキチンと示すようにしなければならない、ということをこの条例に記載する、という感じであるか。

(1 班：増田委員)

- ・ それは必要なことである。ある程度、一定の担保はするということである。

(事務局：中澤係長)

- ・ それをキチンと示さなければならない、説明しなければならない、ということを、この条例の中に入れ込む、ということによいか。

(1 班：増田委員)

- ・ 市民参加は基本原則を踏まえて考慮しなければならない、という趣旨で書いてもらえば、仮に 10 人の委員のうち 1 人しか公募がいなかったとしても、市民参加の原則を踏まえているのか、という後で検証することができる。そのような工夫がどこかで必要であると思う。

(事務局：中澤係長)

- ・ ついこのような協議であると行政側として述べてしまう、行政側からすると、いろいろな専門性を持った委員会があるわけであり、一律で何%というのはやはり苦しいように思う。そうであっても、おっしゃるように、公募の委員というのは、どのような考えを持って何人とか何%にしたということをキチンと説明しなければいけない。それは間違いないと思う。そのような部分を市民参画の考えの中に入れておかなければならない、というのはあると思う。このような整理でよいか。

(2 班：田村委員)

- ・ 要するに、公募をするからにはその目的というのがあるわけである。何のために、というのがある。その辺は一つの度量でポンと決めるわけにはいかない。増田委員のおっしゃるようなオープンのものにすることはできない。それぞれ目的によって公募しているのである。例えば審議会で専門的な知識が必要な中に市民を公募するというからには、市民の意見を入れたいということで 20%くらいになることもあるであろうし、それはその時の募集の仕方によいのではないか。一律に何%にしない、と条例で縛ってはならない。
- ・ 市民フォーラムの時に、「あくまでも自治基本条例というのは、根幹に筋を通しておけばよいのであって、細かいことをいちいち決めてどうするのだ。それはそれぞれの目的

別に条例を作っていくしかないのだ」という意見がある議員さんがおっしゃっていた。私もそのとおりだと思う。この「市民フォーラムでいただいた意見」の中には入っていないが。

- ・ 自治基本条例は、市民のための筋論を決めていくのが自治基本条例であって、細かいことをいちいち決めていったら、これは基本条例ではなくなってしまう。

(事務局：中澤係長)

- ・ 了解した。そうすると、今の「公募の考え方を示す」というのは、この「市民参加・参画」に入ることなのか、それとも「市の責務」になるのか。「市の責務」になるのではないか。

(1 班：増田委員)

- ・ 例えば、条文化になってきたときに、条文化ではないがこのような議論があった、ということを経験として残すという方法もあるわけである。将来論議になったときに、市民会議ではこういうことを論議して最終的にはこのようになった、ということがわかるわけであり、このような方法もある。

(事務局：中澤係長)

- ・ 「情報の公開」にも入ってくる。この「情報の公開」の部分には、こういうものもきちんと公開していかなければいけない、という思いがそこに入ってくる。
- ・ 事務局がこれから案を作るわけであるが、特に条文に入れなくても、その逐条解説のところに、例えば「情報の公開」のところについては、公募の考え方等も示していく、という考えも入っている、ということを解説部分で入れる、という感じでよい。

(一同)

- ・ 了解

(3 班：今井委員)

- ・ これからは行政は変わっていても変わらないと。

(2 班：田村委員)

- ・ 市民が変わらなくてはならない。

(1 班：増田委員)

- ・ 先ほど町内会の話をしたが、現状を見て市民がダメだからこれで仕方がない、というものの考え方ではなくて、市民が変わってもらおう、というものを作ろう、ということである。市民が何でも言えて行政に参加・参画できることを目指してこの条例を作ろうと熱い思いで言っているわけであるから、それに向かって知恵をどうやって出すか、ということである。

(事務局：米山)

- ・ 基本の考えということである。中身をどうするか云々ではなく、「市民参加・参画」というものの基本的な考え方をもう少し具体的にということである。
- ・ 形としてはどこに入るかというのは今後の検討であるが、その「思い」だということである。それは皆さん一緒だと思う。今の議論は細部の話になってしまったので 30 分間くらい議論してしまったが、上越市としての自治の考え方の基本の部分は皆さん一緒のお考えであって、要は「市民参加・参画」をもっと制度的に保障して進めていけるように、ということであった。

住民投票制度

(事務局：米山)

- ・ここは非常にたくさんの議論があり、特に常設型、非常設型については書き切れなくて両論多数として扱ったわけであるが、ただ考え方の基本的なものは、要は「住民投票」の制度自体は「必要だ」というのが市民会議の大半の意見であった。そこは全くブレていなかった。ただ、その中で細部の話にまでなってしまうと、その中の一つに常設型にするか、それとも非常設型にするか、あるいは今ある制度を最大限活かすことをまず考えていくべきで、そのうえでこのようなことを考えていくべき、などいろいろなご意見があった。要は、このような「住民が直接意見が言えるような制度自体は何かしら必要だ」ということでできていた。詳細な中身というのは、逆に、常設であろうが非常設であろうが、住民投票条例というのはいずれにしろ作らなければならない、そのときに、大きく議論して決めていくことではないか、ここではこのような制度が必要だ、ということが基本的な考えなのではないか、というような形でここは書かせていただいた。

(2 班：田村委員)

- ・ややもすれば、うちの班は常設型に凝り固まっていたものだから、市民フォーラムのときも、市民の皆さんにそちらの方に誘導してしまう可能性は十二分にあった。必要だと言わせるような誘導があったかもしれない。
- ・住民投票というのは、全国津々浦々、世界でも行っている。しかし、市民がいかに提案しても、議会で握りつぶされてしまうことがほとんどである。それを常設型にしておくと、市長、市民、議会それぞれが独自に発議して住民投票ができるということになる。そのような趣旨からいって、2 班としては、意見交換しながらまとめてみた結果は、どうしても常設型でないと住民投票は意味がないのではないかと、ということで凝り固まっている。
- ・他の班の代表者の皆さんから、良い点悪い点を大いにご指摘いただければありがたい。

(2 班：君波委員)

- ・もう一点補足する。特に誘導したというわけではないが、市民フォーラムでは、2 班のブースにいらした市民の方に常設型の賛否についてそれぞれ印を付けてもらった。大潟区で開催した市民フォーラムのときには、2 班のブースに集まった方々が多かったということもあり、それぞれの方が意思表示をしてくださったと私は解釈している。

(1 班：増田委員)

- ・今事務局がおっしゃったように、ここに住民投票のことを書いておいて、具体的なことは住民投票条例で規定するという考え方でよいと思う。私たちが心配しているのは、私たちは常設型の住民投票条例がほしいと考えているときに、このままここで手放してしまうと、実際に住民投票条例が作られるときに常設型ではない条例が作られてしまう可能性がある。そういうことが想定されるのであれば、方向として常設型がよいという方向性をここで出しておかないと、ここから先は私たちの手が届かないところで非常設型にされてしまうようなことは困る。何かここで市民会議として「常設型が望ましいと考える」というような方向性を出しておくべきである。そうでないと、ここから先、私たちの手を離れるとどちらへ行くかわからないわけであり、そのような無責任なことは避けるべきである。少なくとも「市民会議の思い」の中には入れ込むべきである。今の時点での「市民会議の思い」の記述の中には、常設型については触れられていない。書き

込んでおけば、この先なんとかなるように思う。先ほどの話で挙げた条文解説の中に入れておくべきである。

(事務局：米山)

- ・ 市民会議の中で挙げた「両論」というのは、「常設型か非常設型か」という両論ではなかった。「常設型がよい」というお考えと、そうではなくて「制度そのものは必要と考えるが、常設型か非常設型かという部分はまだわからない」という両論であり、「常設型はダメだ」とおっしゃった班はなかったと思う。「制度そのものの必要性を考えよう」という班と、それを飛び越えて「常設型で」という班との議論であったと思う。
- ・ 今、当市には住民投票条例は無いわけであり、その無いものについてこれから考えていこうというときに、住民投票制度そのものの必要性をまず考える必要があるのではないか。そのうえで「常設型か非常設型か」というのがあるのではないか、という気がしていた。ただ、今のご意見をお聴きすると、やはり「目指すものがあって」なのかなという気もする。

(2 班：田村委員)

- ・ 特徴としては、上越市の自治基本条例の三つの柱の一つと考えている。マスコミであれだけ取り上げられるということは、全国的にも関心があるということである。そういう面では、ぜひ取り上げる必要があるのではないか、ということで、ややもすれば力を入れ過ぎてしまって誘導してしまった部分もあるのかもしれないが、特色の三本柱として一本立てなければ、上越市の自治基本条例の意味がなくなる、という言い方は少し失礼であるが、意味が薄れてくる感じはする。

(事務局：米山)

- ・ この「住民投票制度」の部分については、当然議会の方々もお考えがある部分であろう。議会との意見交換を行う際の焦点の一つであると思う。そうなったときに、「住民投票制度が必要なのか必要でないのか」という点で意見交換を行うのと、飛び越えて「常設型か非常設型か」という点で行うのでは、では「常設型がダメだ」ということになった場合に、この住民投票制度そのものについてがなくなってしまうようなことになってしまったりしては元も子もなくなってしまう。

(2 班：田村委員)

- ・ 非常設型になってしまうのであれば、住民投票条例はいらない。案件ごとに地方自治法の規定に沿って住民で発議して進めても、途中で頓挫してしまえば何もならない。市民の意見が聞けないことになる。常設型であれば、市民も住民投票を要求できるし、議会も市長もできる。この三者が民主主義の根幹である。

(事務局：米山)

- ・ その部分を先に目標として出すのか、それとも「住民投票制度が必要だ」ということをここできっちりと謳うのか。

(1 班：増田委員)

- ・ ここはもう既に「住民投票制度」ということで意見集約ができているわけであり、それを今から「住民投票制度が必要か必要でないか」という議論をするのはどうか。
- ・ 住民投票条例は常設型でないと意味がない、という意見が強いので、そのことを市民会議の気持ちとして、どこかで方向付けしておく必要があるのではないかと私は言っている。「常設型にすべきだ」とまでは書き切れないが、「思いは常設型」とであると、その

「思い」を何らかの格好で表したい。

(事務局：米山)

- ・ 市民フォーラム前の全体会で各班にお聞きしたが、そのご意見をお聞きすると、市民会議として一つのまとまった意見を載せるほどには、全班の意見は一致はされていなかった。であるので、市民フォーラムでの素案（案）の中では「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」としてたくさんの意見を載せている。ただ、その中のどの意見を見ても否定はしていない。そこへいく前の基本的な考えの部分なのではないか。
- ・ 「市民会議の思い」の中に「常設型」について載せていないのは、あの場で市民会議全体の意見が一つにまとまっているとは判断できなかったからである。

(4班：横倉委員)

- ・ 4班では、2班とはだいぶ温度差がある。「住民投票制度が必要である」ということは皆共通に持っていたが、「常設型にする」というところまで踏み込んでおらず、そこに踏み込んでしまうと、逆にそれが議論を滞らせてしまうのではないかと、自治基本条例の議論全てが住民投票制度についてになってしまうのではないかと、という気運であった。4班はそこはさっと通過してしまった。

(4班：横山文雄委員)

- ・ 先ほど「市民の意見が聞き入れられない」というお話があったが、我々4班はそうではなく、市議会議員は市民が選んで出しており、その方々から決断してもらえばよいのではないかと、という考えを持って、住民投票制度についてはさっと通過したように思う。
- ・ 今、話をお聞きすれば、たしかにこのような制度があればよいのかなとも思うが、きちんと書いてしまうと、その方向へ行ってしまうような気がする。

(4班：横倉委員)

- ・ 常設型で住民投票が実施されたとしても、最終的に判断するのは議会であることは変わらない。

(2班：田村委員)

- ・ 常設型にしておけば、その段階へ行くまでの過程がスムーズにいくということである。非常設型の場合は、住民投票条例を作ってください、というところから始まる。

(4班：横倉委員)

- ・ 常設型だからといって、権利の乱用的に何が何でも使わなければならない、みたいになっては心配だ。

(1班：増田委員)

- ・ そのことは私たちが考えることではない。条例の中で、どういうケースについて、常設のときにどのような手続に乗っ取って住民投票を実施することができる、ということを書くわけである。ただ、その仕組みについて、議会で踏みにじられてしまう仕組みでよいのか、それとも大勢の市民が実施を望む場合に実施して市民に問うかである。議会だけに全てを委ねるということではない、という仕組みを作ろうとしているわけである。
- ・ 笑い話をすると、住民投票条例を作ろうとして住民投票をするようなことになってしまう。そのくらいの重要性があるということである。
- ・ 過去の議事録を読んでいると、どの班も住民投票制度を導入することについては否定していない。やる場合は慎重に、と言っている。「慎重に」ということは、「常設型にするか非常設型にするか」という意味ではなくて、「頻繁に実施されては困る」というのは

おそらく常設型を意識したうえで、あまり緩いとどんどん住民投票ばかり増えてくるといふ危惧であり、だから常設型にする場合でも条件を厳しくしよう、という趣旨の発言が全ての班から出ている。方向的にはそういうことでよいのではないかな。乱用にならないように、ということである。

(事務局：米山)

- ・ そもそも、この「住民投票制度」という項目が何故挙がってきたか、何故必要か、というところまで戻って考えると、田村委員と増田委員がおっしゃったとおりかと思う。そこまで戻って考えれば、たしかに「常設型」なのかなと思うが、しかしそれは、もっと然るべきところで、もっと時間をかけて議論していくことなのかなという気がする。
- ・ ただ、そうは言っても自治基本条例は一番上位の条例であり、考え方だけでも決まっていなくてマズイのかもしれない。

(1 班：増田委員)

- ・ この代表者会の中で、「常設型が望ましい」という意識統一ができれば、仮にそれで案を作っておいて、全体会のときに、「代表者会では方向付けが必要だということを認め、常設型が望ましいということを意識統一したが、それでどうか」ということを全委員に問えばよい。それで了解をいただければそれでいけばよい。

(2 班：田村委員)

- ・ 常設型にしたとしても、実際のところ実施をするのは市長一人である。議会は議決をしなければならないし、市民も署名を集めなければならない。その後、実施をするのは市長である。

(事務局：米山)

- ・ 署名を集める、ということも大事なことでないかな。

(1 班：増田委員)

- ・ それはそれで大事であるが、市民の皆さんは今の市長の下でいろいろなものが保障されて、市役所へ行けばいろいろ教えてくれて、説明に来てほしいと言えば職員が説明に来てくれる、という幸せな環境にいるわけであるが、これがとんでもない悪代官が市長になったときのことを考えると。

(事務局：中澤係長)

- ・ 悪代官を市長に選ぶのも市民である。

(2 班：田村委員)

- ・ 趣旨としては、「市民会議の思い」に書いてあるとおり、「市民は市長、市議会議員に対して白紙委任したわけではない」ということであり、であるから、このような制度が必要ではないか、ということである。

(事務局：中澤係長)

- ・ 「常設型」というのは意味合いではないか。何故「常設型」にしたいのか、というところなのではないか。その「思い」が入っていればよい、ということではないかな。

(事務局：米山)

- ・ いずれにしても、「常設型」にしろ、「非常設型」にしろ、「思い」はこれで同じなわけである。であるから、そこは、ここでどうこうということではないのではないかな。これはずっと付いてまわることだと思う。条文化の議論をしていく中でも、また全体会の中でも、増田委員がおっしゃったように、最終的に方向性が出たほうがよいのかなと私も

思ったが、とにかく皆さんで議論していただくしかない。「思い」はこのとおりだということ、今日はこの項目についてはこの辺までにさせていただきたい。

(一同)

- ・ 了解

情 報

(5 班：岸本委員)

- ・ 5 班では、なかなか突っ込んだ話はできなかったが、ここに書かれているとおりでよいと思う。

(2 班：田村委員)

- ・ 「情報」というのは、細かく上げればキリがないものであり、ここに書かれているとおりでほしいよいいのではないかな。

(一同)

- ・ 了解

市民の権利、役割、市の責務、市議会の責務

(事務局：米山)

- ・ 4 班は市民フォーラムでもこの 3 つの大項目をセットで考えられていたもので、ここでも 3 つセットで検討していただきたい。

6 まちづくりを市民が自分たちで担っていかなければならない理由を明記すべき。

(事務局：米山)

- ・ 「市民会議の考え（案）」は「そのとおりである」ということで書いた。まさにそこは抜けていた部分だと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ そのとおりであり、誠に的確な答えである。

(事務局：米山)

- ・ 他のご意見については、概ねこの案のとおりでよいのではないかな。市民フォーラムの際に 4 班さんがおっしゃっていたが、市民、市議会、行政のそれぞれの責務というのは、ここの大項目に挙げられているだけではなく、他の各大項目の中にも分かれて入っており、ここの大項目に挙げられているだけではない、ということは委員の皆さんも承知されている。
- ・ これら 3 つの大項目については、概ねこのような感じでよろしいかな。

(一同)

- ・ 了解

コミュニティ

(6 班：横山郁代委員)

- ・ 「コミュニティ」については、市民フォーラムでご意見やご質問が多かった。それは、「コミュニティ」の定義が明確ではないためではないかな、という気がしている。

【3 班：小田委員】

- ・ まちづくりの流れは、市民の参加、参画、協働であると考え。この流れの主役は、「市」と「市民」と考えられる。「市民」は、「個人」として、また「組織」として参加、参画、協働に加わる。
- ・ 市民会議の議論では、「組織」を暫定的に「各種コミュニティ」と表現した。ところが、素案にする段階で、単に「コミュニティ」と表現された。このことが曲解・誤解を生じ、一般市民は、「コミュニティ」＝「町内会」と認識している。
- ・ 協働の担い手として、NPOと住民組織の役割が求められている中で、大きな勘違いが発生する危険が生じてきた。条文化にあたって、適切な表現を検討すべきと考える。
- ・ 辻山先生の研究にあるように、明確には言い切っていないが、「コミュニティ」の適正規模は、昭和の大合併前の旧町村という考えを示しており、「コミュニティ」＝「町内会」という誤解は、この条例の根幹に係わる問題と考える。

(事務局：米山)

- ・ これまでの市民会議での議論の過程を知っている我々が見ると何ともなかったが、初めて見る方には、単に「コミュニティ」と言うと、頭に浮かぶのは「町内会」のようである。ここの「コミュニティ」という大項目が、イコール「町内会」についての大項目であるように思われた方が結構いらっしゃる。
- ・ 先ほどの「まちづくり」や「市民」と同様に、キチンと定義付けをしておけば、それで済む話なのかもしれない。

(6 班：横山郁代委員)

- ・ 市民会議の中でも、その辺については十分に各班で議論をしているので、その経緯についても表しておく必要があると思う。定義と併せてそこがキチンと表されていれば、市民にはわかりやすくなると思う。

(2 班：君波委員)

- ・ 9 月議会に上程された「みんなで防犯 安全・安心まちづくり条例」では、町内会を「地縁団体」としている。そういう言葉との兼ね合いをどうするか、ということも心配である。そのようなことも解説に書いてあればよいと思う。地区によって「地縁団体」という言葉の捉え方も異なってくるのではないかな。

(1 班：増田委員)

- ・ 誤解をされないように、ポイントは指定をしていかなければならない。

(事務局：米山)

- ・ このような点が、市民フォーラムを行ったことによってわかってきた部分である。我々は 1 年半という長期に渡り市民会議で議論をしてきているので、当たり前のこととして認識してきていることが、そのまま市民フォーラムで説明したら意味がよく伝わらなかった、ということがわかった部分である。
- ・ 「コミュニティ」については、このような整理でよろしいかな。

(一同)

- ・ 了解

協 働

- 2 ・ 市職員、市民双方が、協働についての教育を受ける必要がある。
・ 現状は過渡的なものではないか。

【3班：小田委員】

- ・ 市民会議の委員の思いは、市職員に理解を求めることであったが、条文化にあたっては、適切な表現を検討すべきと考える。

(事務局：米山)

- ・ 教育を受けさせることそのものではなくて、要は市職員の理解である。「協働」については、市職員の中でも統一された理解にはまだなっていないのが現状である。
- ・ ここでは、市職員、市民を含めた、まずは理解をしていこうという趣旨であり、適切な表現で書くべきと考える。今の書き方では、「教育」という方向に持っていかれそうな感じである。

(1班：増田委員)

- ・ 小田委員が言っておられるように、「教育をしなければならない」というのは一つの方法論であり、条例の条文としてはふさわしくない。現状としては、市職員の理解も市民の理解も進んでいないので、どちらにも教育をする必要はあるが、それは現状分析である。現状分析と条文と目的とは違うものであり、区別をすべきである。

5 「市民会議の思い」の中に、何故今「協働」が必要なのが十分に書かれていない。

【3班：小田委員】

- ・ これからの本当のまちづくりは、「協働」の役割なくして出来ないことは周知のことであるが、条例の本旨から、一般市民に理解を得てもらうためにも、「思い」の部分をより親切的な表現に見直していくべきと考える。

(事務局：米山)

- ・ この質問については、市民フォーラム前に3班から同様のご意見が挙がって、その部分を「市民会議の思い」の中に付け加えた経緯がある。しかし、それでもまだ足りない、というご意見であった。
- ・ そもそも何故「協働」が必要なのか、ということをもう少しキチンと「市民会議の思い」の中に書いておく必要があり、ご意見は全くそのとおりだと思う。
- ・ 「協働」については、このようなことでよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

評 価

(事務局：米山)

- ・ 「いただいたご意見」の4と5は、かなり専門的なご意見のようであった。ここまでのこと、まさに「そのとおり」としか言えない。

(1班：増田委員)

- ・ 問題としては、一方向しか光が当たっていない、ということがある。評価の仕方がそれしかない。実際に上越市の中で、評価の方法は確立はされていない。そもそもその問題である。
- ・ 入口に目をまわして、まず「評価をしましょう」という部分が中心である。その「評価」のところで「第三者評価」や「市民の参加による評価」と言っているのは、自分で行ったことを自分で評価して喜んでいるような仕組みではダメだ、ということを行っている

のであって、それがキチンと理解されていれば、細かいことを言えば「いただいたご意見」の4と5になる、という解釈でよいと思う。

(事務局：中澤係長)

- ・ ここで皆さんにお聞きしたいが、「第三者評価」とある「第三者」とはどのような方を想定されているか。「市民」は第三者に入るのか。

(1班：増田委員)

- ・ 「評価委員会」などの「第三者機関」であれば、そこに公募等の「市民」が当然入ってよいと考える。
- ・ 市内居住か市外居住かは関係ない。

(2班：田村委員)

- ・ 今の市のやり方が間違っていなければ、専門家を入れて、市民を入れて、また違った人も入れて、それが「第三者評価」の委員ということになる。

(事務局：中澤係長)

- ・ その場合、その評価を行う人が、その事業の関係者かどうかは関係あるのか。関係者であっても「第三者」になるのか。
- ・ 事業と言っても1,000、2,000とたくさんある。その事業ごとに評価の委員会を設けるというイメージであるか。

(2班：田村委員)

- ・ 公共事業でなければ「第三者」を入れることはできない。

(事務局：中澤係長)

- ・ 公共事業と言うと、道路を造ったり建物を建てたりというイメージがあると思うが、市が行っている仕事は全て公共事業である。
- ・ 一つの事業ごとに、関係者ではない人、ということになる。全ての事業に関係者ではない人というのはいない（公募市民の場合）。市民である限り、必ず公共サービスは受けている。

(1班：増田委員)

- ・ 濃度の濃淡は仕方が無いことである。どこかの会社の役員とか、あるいは土地開発公社の誰々だとか、そういう人は濃すぎてしまってダメだが、そうでなければ、誰でもよいのではないか。
- ・ いずれにしても、そういうふうなところでもっての「評価」をしないとダメだ、ということである。

(事務局：中澤係長)

- ・ 私は昨年度、行革推進課で担当していたのでお聞きしてみたが、実は「第三者」ということを定義付けができなかった。
- ・ 公募をしたからといって、それが「第三者」かどうかというのは、また別の話である。

(1班：増田委員)

- ・ 「個人」ということで考えると、その人は濃過ぎるということがあるかもしれないが、「第三者機関」という「機関」で考えると、中身がどうであれ「第三者」ということのできるものであるから、薄めてしまえばよい。

(事務局：中澤係長)

- ・ 実は、それで納得されなかったという部分があった。

(1 班：増田委員)

- ・ 今や国も県も、一つの案件について 30 分でササッと「評価」を行ってしまっている。方向的にはああいう方向であり、私はそれが必ずしもよい方向だとは思わないが。下手に関係者が入ってしまうと、正当な「評価」ができないわけであるが、ただ、一つの事業を「評価」するときに、例えば、市民大学について「評価」するときに、少なくとも関係者の「意見を聞く」場は必要だと思う。そういう役割分担を「第三者機関」に持たせれば、それなりの「評価」はできるのではないか。

(事務局：中澤係長)

- ・ 関係者外の人だけで決めてよいか、というと、そうではない、ということか。関係者の意見も聴かなければならない、ということか。

(1 班：増田委員)

- ・ そのとおりである。関係者の意見も聴き、納得してもらえば、変更や騒ぎがあっても大丈夫だということである。

(事務局：中澤係長)

- ・ その騒ぎというのは、受益者のためにやっていることであるからである。だから、その人たちの意見も聴かなければならない。しかし、受益者ではない人の意見も聴かなければならない。そのような意味で「第三者評価」という言葉で言い表しているということだよいか。

(1 班：増田委員)

- ・ そのとおりである。

(事務局：米山)

- ・ そうすると、「第三者」という言葉を入れるにあたっては、今の議論のような意味であるということをどこかに入れる必要がある。そういうことでよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

男女共同参画

3 男性と女性とは本質的に異なるものであることを充分認識したうえで」という前提を明記すべき。

(事務局：米山)

- ・ これは、もちろんそのとおりではあるが、そもそも「男女共同参画」という考え方が、そもそもこのことが前提なのではないか。ここは何と書いてよいかわからずに空欄にした。皆さんにご意見をお聞きしたい。
- ・ 「男女共同参画」の考え方のベースはこのことではないか。それをあえてここで書くのかどうか。

(1 班：増田委員)

- ・ 男女共同参画基本条例では、本質的なことは書かれていない。本質的なことを書くと、根本から二方向に分かれてしまうからである。本質論の中にはいろいろなものがある。
- ・ ここで書くとすれば、「本質的なものは認めるが、あえて触れる必要はない」というような感じになる。書いてある内容は間違いはないが、あえて書く必要はないと考える。

(事務局：米山)

- ・ こういう部分については、これまで班の中ではされていたと思うが、市民会議全体会としては議論をしてこなかった部分であったため、あえて空欄にしておいたが、増田委員がおっしゃったようなことでよいか。

(1 班：平野委員)

- ・ 男女共同参画基本条例に謳ってあるのであれば、本質的なものはそちらに規定する、という書き方のほうがむしろよいと考える。
- ・ 男女共同参画の考えの前提であることなので、ここであえて書く必要はないと考える。

(一同)

- ・ 了解

7 「お互いにパートナーとして認め合う」という表現は、夫婦間や親しい間柄を思い浮かべてしまう。「お互いに人として認め合う」のような表現のほうがよいのではないか。

(1 班：増田委員)

- ・ 「パートナー」という表現は、やはり誤解を受けやすい。
- ・ 個別内容の「風習にとらわれず」という表現だけではわかりにくい、「市民会議の思い」の中に「時代にそぐわない社会的慣習、習慣を変えていく努力」とあるので意味は伝わる。

(事務局：米山)

- ・ 「パートナー」という表現について、条文化にあたって再度検討していく、ということによろしいか。

(一同)

- ・ 了解

財 政

(事務局：米山)

- ・ 「財政」という大項目であるが、要は「情報公開」である。財政状況も含めて、市の情報を積極的に公開する、ということである。
- ・ 「健全財政」も、実は当たり前の話ではある。

(1 班：増田委員)

- ・ 当たり前の話であるが、今まではそれが当たり前にはなっていなかった。

(事務局：米山)

- ・ ここに挙がっているということは、当たり前ではなかったということである。そう考えると、当然載せなければならないことである。

(1 班：増田委員)

- ・ これは載せておくべきものである。収支バランスも含めて情報を積極的に公開しないと、何かあったときに市民にツケがまわる。

(事務局：米山)

- ・ 「健全な財政」という考え方自体がフラフラしているのかもしれない。収支バランスについて、どこが境目かというのは、人それぞれ見方がバラバラなのではないか。

(1 班：増田委員)

- ・ それは行政でキチンと持っているので、市の財政課がキチンと公開すればよいことである。
- ・ 一般と異なるのは、行政ではここまでの借金は収支バランスの中で許される、ということがあり、そのことをしっかりと情報公開しなければならない。今まではそのようなことさえもわからないから、一般市民は赤字になることはけしからん、と思っている人もいる。黒字になればよいと思っている人もいる。必ずしもそうではない、ということも含めて情報公開していくべきである。その収支バランスを考えることで、「健全財政」をしてください、というにならないといけない。
- ・ 「人を殺してはいけない」ということと同じであり、当たり前のことであるが、書かざるを得ないことである。

(事務局：米山)

- ・ 「財政」の「情報公開」は、ただ公開ということではなく、増田委員がおっしゃったような、収支バランスの情報などを知っていただいたうえで、市民に判断していただく、ということになる。

(2 班：君波委員)

- ・ 先ほどの「第三者評価」にもつながってくる。

(1 班：増田委員)

- ・ そのとおりであるが、「財政」のためだけの評価委員会はないように思う。

(事務局：米山)

- ・ 以上の整理でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

安全・安心

(事務局：米山)

- ・ 今月から施行された「みんなで防犯 安全・安心まちづくり条例」の中で、具体的な役割分担などが規定されている。ただ、この条例は「防犯」面についての「安全・安心」である。

(6 班：横山郁代委員)

- ・ 6 班の議論の中であったが、「防犯」だけとか「防災」だけとか、そういうことではなくて、「防犯」も「防災」もそういう中で「安全・安心」でいられる仕組みが大事であり、そういうところはどうか、というところがわかるようなものでないといけないのではないか、ということであった。

(事務局：米山)

- ・ 自治基本条例で「安全・安心」の広い部分を全て網羅したような基本を謳っておいて、その中の「防犯」の部分が「みんなで防犯 安全・安心まちづくり条例」になる形にしていける必要がある。
- ・ 「みんなで防犯 安全・安心まちづくり条例」の素案を作る際に、防災安全課と企画政策課で、自治基本条例の検討内容とズレていないかどうかの確認作業を行った。
- ・ 防災安全課も、後から自治基本条例が上に来るということを理解して条例を作っている。

そのときに、細かい部分は自治基本条例に合わせなければならないようなことも出てくるかもしれない。

(6 班：横山郁代委員)

- 自治基本条例を我々の中で議論しているが、他のところで、これ以外のいろいろな条例を作っているところがある。今の防災安全課とのやりとりのように、キチンと確認ができるものはよいが、できないものの中にはあるのではないか。出来上がったときに、自治基本条例が上にあって、もう一度個別条例を見直そうというときに、全然方向性が変わってしまったりはしないか。その辺は横の連携は取れるのか。

(事務局：米山)

- 最終的には、全ての条例は法務室の審査を通っているので、チェックはされることになる。

(事務局：中澤係長)

- この自治基本条例ができて、個別条例を直さなければならないものも出てくる。その場合、自治基本条例を直すのではなく、個別条例を直すことになる。自治基本条例が最高位条例になる。調整しなければならない個別条例がいくつか出てくると思うが、それに無理繰りに自治基本条例を合わせていく必要はない。方向性としては似てくるとは思うが、無理に合わせたり参考にしたりということは考えなくてよいと思う。

(事務局：米山)

- 自治基本条例は2年以上時間をかけてじっくりと検討している関係で、その間に先に作られる条例もいくつかある。

(事務局：中澤係長)

- そのあたりは十分、整合をとっていきたい。

(1 班：増田委員)

- 「安全・安心」の大項目の中で、整理しておかなければならない点が二点ほどある。
- 「市民は」という内容はあるが、「市は」という部分がない。何故書かなかったかは「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」の欄に書かれているが、その中の反対側としての意見である⑨について、こういうことを言っただけで全てがご破算になってしまう。私たちはそういうことを言っているのではなくて、全ての分野で全て責任を持てと言っているわけではない。市は主導として行わなければならない、ということを書く必要があると言っているのである。惑わされてしまっているのだから、ここは再考の余地があると思う。

(事務局：米山)

- 惑わされたということではなく、市民会議では結論が出なかったということで整理をしている。

(1 班：増田委員)

- この議論にもう少し突っ込んだ議論をすれば、この「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」の部分は消えたと思う。私は消したかった。

(事務局：米山)

- 結論が出なかったので個別内容の部分には反映はしなかったが、しかしこのような議論があったということを書きたくて「班と班との意見交換で意見が分かれたもの」として両論を載せたわけであり、今後の議論だということにその時点では整理をした。このように書いてあれば、市民フォーラムで何かご意見が挙がってくるであろう、という期待

を込めた整理であった。市民フォーラムでご意見が挙げられ、それを足掛かりにしてまた議論が出来るであろう、という期待であった。

- ・ この部分は決めなければならないものだと思う。両論併記というわけにはいかない。

6 過疎化地域の高齢者は、全てに不安を抱えている。この対策を講じることこそ、安全安心な地域づくりではないか。
--

(1 班：増田委員)

- ・ もう一点は、「防災、防犯」となっているが、「市民フォーラムでいただいた意見」の 6 にあるように、「安全・安心」は「防災、防犯」だけではないということを、そのように表現していくか。このことを埋もれさせてはならない。なんとかこれを表現していきたいと思う。
- ・ 下手に「あらゆるものについて」と書くと、では生活保護はどうなのか、というところまで行ってしまうので、そこは実は触れたくない。そこは触れないけれども、過疎化対策には触れておきたい。特に上越地域特有の豪雪対策など、これは「防災」だけではないが、災害にならないまでも日常の生活に支障をきたすこのことについて、どのように配慮するか、という部分はどこかに表現しておきたい。

(事務局：米山)

- ・ 「中項目」として「防災、防犯」としてしまったので、そこから逆に「安全・安心」の範囲を狭めたような整理になっている。
- ・ もともとは、「安全・安心」の中に「防災、防犯」と「生活」という中項目があった。その後の市民会議の議論で、「生活」の部分は「前文」にまわそう、ということになり、「防災、防犯」だけが残ったという経緯がある。
- ・ 「生活」のほうには、たしかに「あらゆる分野」、「女性や子ども」、「子育てや老後」についての「安全・安心」があった。これらは理念として「前文」に持っていくべき、ということになった。今は逆に条文に入れたほうがよい、というご意見である。ある意味、「これまでの議論で消えてしまったもの」に入るのかもしれない。条文化するにあたって、もう一度検討をしていきたい。
- ・ 「安全・安心」については、このような整理でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：米山)

- ・ ここで予定していた時刻になってしまったが、あと 4 項目、少し時間を延長して最後まで進めさせていただいてよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

自治基本条例の最高規範性、改正手続

4 「臨機応変に改正ができる」という表現が、すぐに改正できるように勘違いされてしまう。

(事務局：米山)

- ・ 「市民会議の考え（案）」に書かせていただいたとおり、「その時代の実情に合った条例内容に見直す」という意味であるが、このように勘違いされるということであれば、別の表現を検討する必要があるかもしれない。

(1 班：増田委員)

- ・ 「臨機応変」という言葉には、「都合のよいように」という意味も含まれている。この場合はそうではないので、「適時適切」という表現のほうがよいと思う。

(事務局：米山)

- ・ このような整理でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

人 材

4 自治基本条例の中で、人材＝まちづくりでは範囲が狭いのではないか。

【3 班：小田委員】

- ・ 「市民参加・参画」の項でも指摘があったとおりである。「人材」では、より適切な指摘と考える。条文化にあたって、適切な表現を検討すべきと考える。

(事務局：米山)

- ・ 小田委員のご意見のとおりであると思う。「人材」＝「まちづくり」ということではない、ということを伝えるような書き方にすべきと思う。

7 まちづくりのリーダーに限定せず、もっと総合的に人材育成をしていくべき。

(事務局：米山)

- ・ これまでの議論を振り返ってみてもよくわからなかったので、ここは空欄にした。皆さんのお考えを聞きたい。
- ・ 「自治」のリーダーなのかなという気はする。総合的に何でもかんでも、ということではないように思う。「まちづくり」のリーダーに限定はできないが、「自治」という条例の範囲を超えたものまでは、そこまでは考えていないのではないか。

(1 班：増田委員)

- ・ 広げていくと、だんだん「教育論」になっていってしまう。「教育論」だとすれば、「前文」へ持っていくべきである。「あるべき市の将来像」が「前文」に書かれるわけであるから、そこに含めて書けばよいと思う。

(事務局：米山)

- ・ ここは、このような整理でよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

交 流

(1 班：増田委員)

- ・ 基本的に言うと、市民フォーラムで意見交換を行ってみて、「交流」という大項目を興したわけであるが、条文に馴染むか馴染まないか、と考えたときに、「交流が活発な都

市」にしようというものは、「前文」の中にその精神を謳えばよい、という感じは受けた。

(事務局：米山)

- ・ 考え方としては、「前文」でよいのかもしれない。
- ・ あえて載せたのは、どちらかというところ「地域間交流」の中項目について、合併して最初の頃の、市民会議を立ち上げた頃のワークショップで、区にお住まいの委員の方々が「思い」を強く述べられた、ということがある。
- ・ あれから1年半以上経過し、それらは少しずつ変わってきているのかもしれない。最初の頃は、強くおっしゃる方がだいたい各班にお一人ずつくらいいらしかった。これは次の大項目の「平等」も同様である。まちづくりについて、13区と合併前の上越市の区域とで平等に行ってほしい、という意味での「平等」であった。何を持って「平等」とするかは難しいが。

(1班：増田委員)

- ・ 中心地主義でいかれては困る、周辺地域が寂れては困る、というものがあつた。そういう意味での「まちづくり」である。
- ・ 意見を挙げられたほとんどの委員は、過疎地域はどんどん切り捨てられるのではないか、という不安を抱いている。そのことに対する思い入れからこの項目はきいている。それをどのようにして安堵していただくかである。

(事務局：米山)

- ・ 最初の学習会の頃にも、ワークショップの練習を実施していたが、合併直後であつたその頃からもうこの内容は挙がってきていた。今は、だいぶ薄まってはきているような感じもするが、基本的にはそのまま抱いておられると思う。

(5班：岸本委員)

- ・ 諦めている部分と自分から入っていこうという部分があると思う。

(2班：君波委員)

- ・ であるから、2班では「現場をみて」ということを「市の責務」に挙げていた。

(1班：平野委員)

- ・ 合併前の上越市の区域は、合併前と変わりなく事業をやればよかったが、13区のほうは、合併前の上越市とは違う形での事業がいろいろあり、それらが継続できるのかと言われたときに、これは継続できないとか、今まではここまで行政が行ってくれていたものが、今後はここまで、というようなことがあつて、それでこのような「思い」が強く挙がってきたのだと思う。
- ・ しかし、今こうしてやってきている中で、市長もどんどん各区へ出掛けておられるし、行政のほうもいきなり手を切るといったようなことではない、ということがだんだんわかってきた。最初はやはり上越市役所は敷居が高かった。今はだんだんよくなっている。

(事務局：米山)

- ・ そういうことであれば、「前文」で一番最初に謳ったほうがよいのかもしれない。ただ、まだ心の中に残っている部分はあると思う。
- ・ このことについては、今ほどのようなご意見を踏まえながら、条文化にあたって検討していく、ということによろしいか。

(一同)

- ・ 了解

平 等

- 1 自治の視点での「平等」と、まちづくりを進めていくうえでの「配慮すべきこと」を整理していく必要があるのではないかな。

(事務局：米山)

- ・ これについては、よく意味がわからなかったので空欄にした。皆さんのお考えをお聞きしたい。

(6 班：横山郁代委員)

- ・ 先ほどの話から、おそらく、13 区の方のご意見として、「平等」にまちづくりをしていく部分と、区の独自性という部分ということではないかな。

(事務局：米山)

- ・ 全市的な「平等」という部分と、各区を尊重していく部分を整理していく、ということか。たしかにそういう意味かもしれない。
- ・ 先ほども触れたが、何をもって「平等」とするか、というところも難しい。同じことをやれば「平等」ということにならない。
- ・ 合併前の上越市の区域と 13 区との「尊重」というのはあると思うが、区どうしの「尊重」となるとまた難しいところである。

(2 班：君波委員)

- ・ それはあり得ないように思う。「合理的な不平等」というものもあると思う。距離も風土も違うわけであるから、「平等」というのはあり得ない、というものはあると思う。

(事務局：米山)

- ・ このご意見をおっしゃられた方は、何かしらの不平等をお感じになられておられたわけである。

(1 班：増田委員)

- ・ というより、これからそのような状況が起こり得るとお考えになったのではないかな。一言で言うと「エコひいきをするな」ということだと思う。「エコひいき」の原因はどこに出てくるかということ、例えて言えば、区からは 1～2 名の議員が選出されてくるが、大きな声の議員のところに権限的なものが集まってくるということが大々にしてあったのだと思う。一般社会からみればそれは「エコひいき」ということになり、そういうことがないようなまちづくりをしてほしい、と言っておられると思えば、そのとおりである。

(6 班：横山郁代委員)

- ・ 先ほどの「市民参加・参画」にも絡むが、市民の参加ということで各区から平等に出てください、と言ったとしても、平等に出るにしても会議のいろいろなやり方によっては、交通のことだとか、いろいろなことが少しずつあるわけである。そこら辺のことも、このご意見を挙げてくださった方の中にはあったのかもしれない。

(事務局：米山)

- ・ ここはそのような整理でよろしいかな。

(一同)

- ・ 了解

都市内分権

(事務局：米山)

- ・ この大項目については、事務局のほうに任せていただきたい。今、「上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会」での議論も終盤を迎えている。最終的な報告書のまとめの作業に入っている。

(3) 閉会

- ・ 予定を 15 分オーバーしてしまい申し訳ない。
- ・ 次回の日程及び会場の確認だが、は 11 月 6 日（月）午後 6 時 30 分～8 時で、会場はここ（上越市役所第 1 庁舎 4 階 特別会議室）で行う。
- ・ 次回の内容は、「前文」及び「目的」と「条文全体の構成」について整理する。
- ・ 事前資料としてポイントを整理したものをお配りしてあるが、今日の検討内容を踏まえつつ、またもう少し細かく中身を見てみたものを当日に用意したい。（文章の形にはまだ無理なので、箇条書き程度という点は同じもの）

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 企画調整係

TEL：025-526-5111(内線 1452)

FAX：025-526-8363

E-mail：kikakuchosei@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。